

(案)

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の
中間見直しについて
答 申
(概要版)

令和2年10月2日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

◆廃棄物に関する動向

平成27年9月に国連総会において『持続可能な開発目標 (SDGs)』が採択され、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進等について、日本をはじめ、先進国が率先して取り組むこととされている。こうした中、我が国では、食品ロス量を令和12年度(2030年度)までに半減するという目標を掲げている。また、プラスチックに関しては、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月)を策定し、これに基づく施策を国として推進しようとしている。

本市においても、計画の見直しにあたってはこうした変化を踏まえた対応が求められる。

◆ごみ処理の状況について

(1) 1人1日あたりごみ量

舞鶴市の1人1日あたりごみ排出量は、京都府平均と比較すると本市の排出量は多く、京都府府内15市中、13番目となっている。こうした中、国では1人1日あたりごみ量を令和7年度には850gにすることを目標にしており、本市でのさらなるごみ減量、発生抑制の必要がある。

また、その内訳を見ると、生活系ごみ量、事業系ごみ量のいずれについても減量・資源化の余地は大きいものと考えられる。特に、生活系ごみ量については国では令和7年度に440gに削減することを目標としている。こうした中、市のごみ全体の約70%を占める可燃ごみでの減量が急務となっている。

1人1日あたりごみ量 (資源ごみ含む)

	舞鶴市	京都府	全国	国の基本方針
H30	912g	838 g	918 g	850g(目標:R7年)
R1	884g	(未公表)	(未公表)	

内訳 生活系ごみ

	舞鶴市	京都府	全国	国の目標
H30	532g	410g	505g	440g(目標:R7) (資源ごみ除く)
R1	523g	(未公表)	(未公表)	

内訳 事業系ごみ

	舞鶴市	京都府	全国	国の目標
H30	271g	317g	280g	—
R1	246g	(未公表)	(未公表)	

(2) 資源化率

市では、不燃ごみ7種9分別収集を平成31年4月から開始し、新たにプラスチック包装・袋類を分別収集・資源化の対象としたところ

である。これにより、令和元年度には前年比で1.4%増となり、市民の協力のもとで本市の資源化率は向上している。しかし、全国平均、京都府平均のいずれも下回り、京都府内15市中14番目となっている。

資源化率

	舞鶴市	京都府	全国	国の目標
H30	12.9%	15.9%	19.9%	27%(目標:R2)
R1	14.3%	(未公表)	(未公表)	

(3) 最終処分量

1人1年あたりの最終処分量については、平成30年度は53kg、令和元年には51kgとなっているが、京都府平均の41kg、全国平均の30kgのいずれよりも多い。

最終処分量

	舞鶴市	京都府	全国
H30	53kg/人・年	41kg/人・年	30kg/人・年
R1	51kg/人・年	(未公表)	(未公表)

(4) 施設の課題

20年前と比較すると、清掃事務所への直接搬入台数は約3.8倍、個人の搬入台数は約5.4倍になっている。また、リサイクルプラザの搬入台数は約2.1倍になって

	清掃事務所			リサイクルプラザ
	事業所	個人	合計	
H11	25,589	42,802	68,391	64,179
R1	25,939	231,384	257,323	135,780

おり、搬入台数の増加は施設周辺の渋滞を招き、生活環境悪化への懸念の要因となっている。

また、現在、市では、最終処分場の埋立地増設、清掃事務所の長寿命化工事を進めており、近年中にはリサイクルプラザの大規模改修を予定している。こうした中、大規模工事が終了後、施設の供用年数を見据え、将来的なごみ処理体制の検討が必要となる。

(5) 今後のごみ処理について

これからの持続可能な地域づくりに向けては、さらなる3R(ごみの減量、再使用、資源化)を進め、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指す必要がある。

そのためには、今のライフスタイルを転換すること、つまり、生活習慣や行動、経済活動の転換や見直しを進めることが重要となる。

◆基本計画の見直しについて

舞鶴市長から諮問を受けた「舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直し」の検討にあたっては、次の事項を考慮する。

①SDGsや第四期循環型社会形成推進計画等、廃棄物に関する昨今の動向について

廃棄物に関する国の目標と可能な限り整合を図った計画とし、本市のごみに関する取り組みが国際的な取り組みや国の取り組みと関係していることを市民が意識できる計画とする。

②「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直し」に係る中間答申について

計画を見直す上で重要な事項となる「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直し」については、舞鶴市長の諮問に対し中間答申(別添資料)により一定の方向性を示した。

本計画の改定では、同中間答申に基づき令和2年8月に市が策定した『ごみ処理手数料の見直し方針』を盛り込むこととする。

③審議会での議論の反映

第4期審議会では、ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応、また、コミュニティの活性化などに関して、本市の社会環境の変化を踏まえた問題提起や提案を行っていることから、第5期審議会での議論に加えて、第4期審議会の答申や議論を考慮する。

◆ 答申

この一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しは、基本計画について初めて審議会で議論するものであること、また、平成28年の計画策定以降、本市の廃棄物の取り巻く状況が変化していること、さらには、既存計画における主要な施策の実施について概ねその方向性が固まっていることを考慮し、今回の計画見直しでは、計画の基本理念、基本方針を含めた全面的な見直しとし、令和3年度を初年度とした10年計画の策定について次のとおり答申する。

◆ 基本理念

地域のみんなで3R ～誰もが住みやすい持続可能なまち舞鶴～

◆ 基本方針

■ 基本方針1 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進

循環型社会形成の基本原則である3R(リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=資源化)を、市民・事業者・行政が一体となって推進する。

■ 基本方針2 住み続けられる持続可能な地域

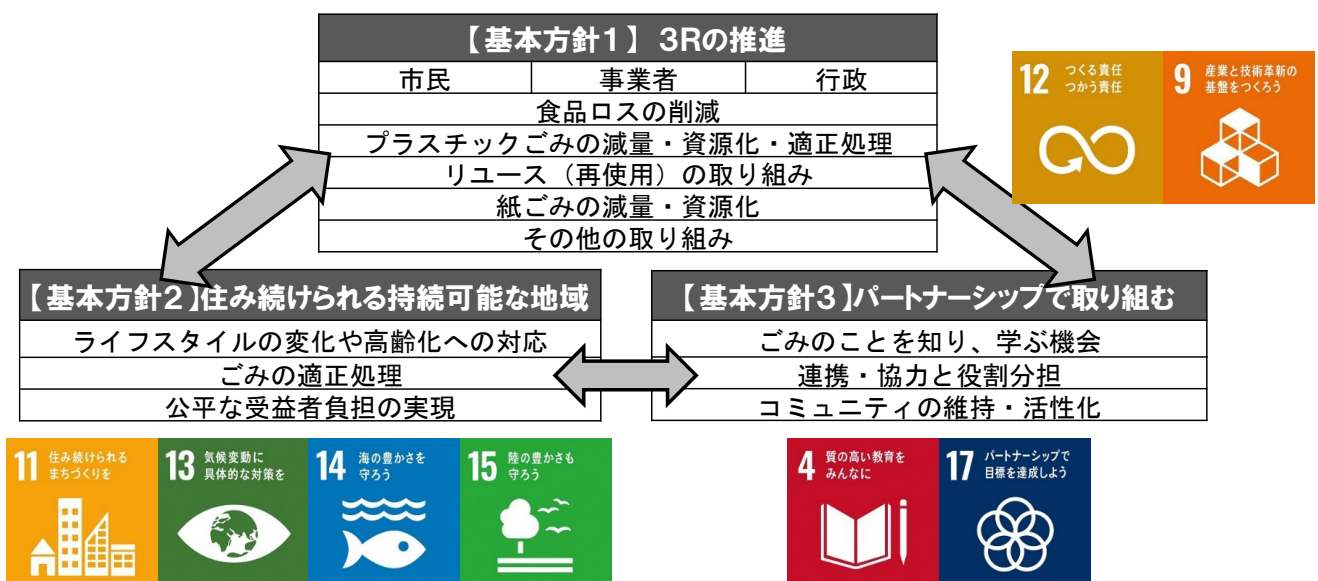
ライフスタイルの変化や高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中、市民が3Rやごみの適切な排出に取り組むことができる仕組みづくりを行う。

■ 基本方針3 パートナーシップで取り組む

地域課題や行政の施策について、市民・事業者・行政が交流し、情報共有する機会を確保し、一体となって取り組む。

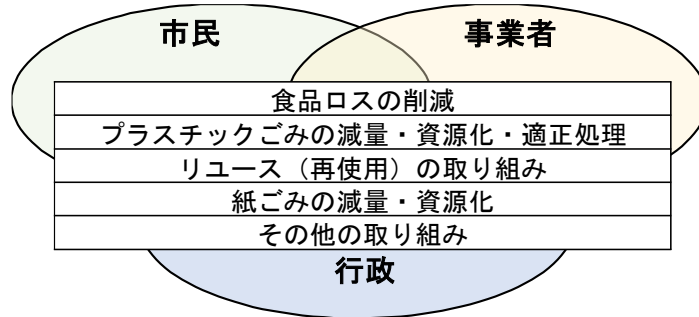
◆ 基本方針とSDGs

本計画では基本方針と関わりが深い施策を通じて、SDGsが掲げる17の目標の達成を目指す。



基本方針1 3R（ごみの減量、再使用、資源化）の推進

循環型社会形成の基本原則である3R(リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=資源化)を、市民・事業者・行政が一体となって推進する。



	市民	事業者
食品ロスの削減	3キリ(使い切り、食べ切り、水切り)、生ごみの堆肥化 外食時の小盛メニュー導入と食べ切り、持ち帰りの推進 小売店での少量販売。食材の使い切り。販売期限が近い商品の販促 家庭での食材チェック、冷蔵庫整理の促進 など	
	行政	啓発、情報発信、実態把握 など
プラスチックごみの減量・資源化・適正処理	ワンウェイ容器やレジ袋の使用抑制 マイボトル、マイバッグの利用、詰め替え商品の使用 小売店での簡易包装や店頭回収の利用、実施 プラスチック容器包装類、ペットボトルの分別・資源化。事業者での適正処理 など	
	行政	ごみ処理手数料の見直し。ペットボトル、プラ容器包装類の月2回収集 など
リユース（再使用）の取り組み	繰り返し使う。修理して使う。必要とする人に使ってもらう。(フリーマーケットなど) 退蔵品(不要になっても捨てずに保管しているもの)の有効活用 など	
	行政	情報提供。市イベントの活性化。市イベントでのリユース食器利用 など
紙ごみの減量・資源化	ペーパーレスの推進。雑紙などの資源化できる紙の分別 シュレッダー古紙や機密文書の資源化 など	
	行政	資源化ルートの情報提供。排出機会の確保。事業系紙ごみの搬入抑制策など
その他の取り組み	環境負荷の少ないライフスタイル、事業活動の推進。環境負荷の少ない商品の購入 事業系ごみの適正処理の徹底、減量への取り組み など	
	行政	事業系ごみ量の実態把握。不適正排出への対応 など

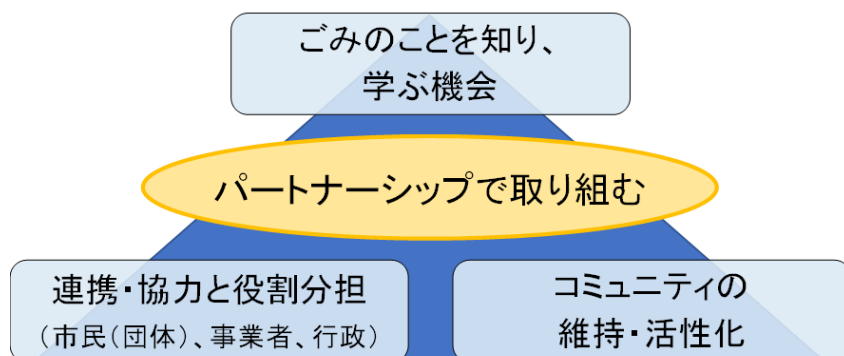
基本方針2 住み続けられる持続可能な地域

ライフスタイルの変化や高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化中、市民が3Rやごみの適切な排出、環境美化活動に取り組むことができる仕組みづくりを行う。

<h3>1.ライフスタイルの変化や高齢化への対応</h3>	<h3>2.ごみの適正処理</h3>
<p>①高齢者等へのごみ排出支援</p> <p>(1) 排出困難者への戸別収集の実施 自らごみ出しができない高齢者等で、ホームヘルプサービスを利用しているなどの一定の要件を満たした人を対象に民間事業者を活用し、一部自己負担による戸別収集を実施。</p> <p>(2) 在宅医療等廃棄物の排出支援 在宅医療で発生する点滴・透析バッグ等のごみについて、ごみを排出しやすいう、排出方法を見直す。</p> <p>(3) 紙おむつ専用ごみ袋の交付拠点の拡充</p>	<p>①ごみ処理体制の維持</p> <p>(1) ごみ処理施設の整備、維持管理 大規模改修を計画的に実施し、整備後には、残供用年数を見据えた中間処理・最終処分体制の維持・構築について検討する。 また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないように、必要な対策を検討する。</p> <p>(2) ごみ処理体制の確保 平時の一般廃棄物の収集、中間処理、最終処分と、各種減量施策等の実施体制。災害時の円滑なごみ処理体制を確保。</p>
<p>②排出機会の確保</p> <p>(1) ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収 ペットボトル・プラスチック容器包装類について、不燃ごみ集積所で月2回収を実施する。 また、既存の可燃ごみ集積所での排出や、さらなる回収回数拡充については、5年後の計画見直しに向けて、早急に他市の状況を調査し、本市での導入について検討する。</p> <p>(2) 拠点回収 古紙と小型家電については、回収拠点の排出秩序の維持が課題となっているが、排出利便を損なうことがないように、可能な形で存続を検討する。 また、指定ごみ袋制による有料化の対象となるペットボトル・プラスチック容器包装類の拠点回収については、現状のままでの存続は困難であるが、排出利便に資する新たな手法について検討する。</p> <p>(3) 排出機会の確保に向けた取り組み</p>	<p>②環境美化、環境負荷の低減</p> <p>(1) 海洋プラスチックへの対応 風や大雨等による非意図的なプラスチックごみの発生抑制に向けた啓発を行うとともに、海洋関連団体等と連携し、発生抑制に向けた協議を行う。 海洋プラスチックの回収については、本市のごみ処理体制への影響が大きく、また、多額の費用を要することから、国等の施策を積極的に活用する。</p> <p>(2) プラスチック削減に向けた新たな取り組み ペットボトル・プラスチック容器包装類の指定ごみ袋制による有料化を実施し、発生抑制と資源化を図る。 また、現在、国ではプラスチックのさらなる資源化施策を検討しているところであり、そうした国の動向を踏まえ、必要に応じて対応を検討する。</p> <p>(3) 環境美化の推進(ボランティア清掃活動、不法投棄対策)</p> <p>(4) 地球温暖化対策への配慮</p> <p>(5) ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減</p>
<p>③ごみ排出に係る地域負担の軽減</p> <p>(1) 立ち番の任意化検討</p> <p>(2) 集積所の管理ルールの整備</p> <p>(3) 学習機会の確保</p>	
<h3>3.公平な受益者負担の実現</h3>	
<p>①ごみ処理手数料の見直し 埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であり、本市において導入する。</p> <p>②不適正排出への対応</p> <p>(1) 事業系ごみの適正処理、減量・資源化の推進</p> <p>(2) 不適正排出への対応</p>	

基本方針3 パートナーシップで取り組む

「ごみ」や「環境」に関する問題は、すべての人に共通する問題であり、地域課題や行政の施策について、市民・事業者・行政が交流し、情報共有する機会を確保し、一体となって取り組む。

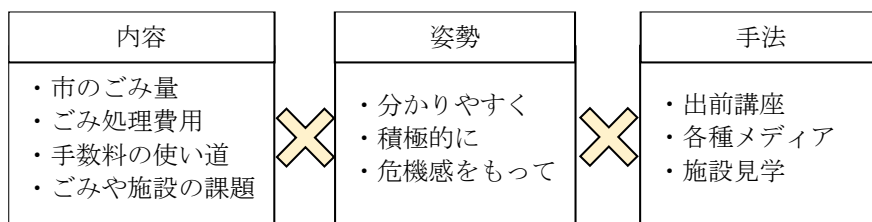


1. ごみのことを知り、学ぶ機会

①分かりやすく ②相手の関心に合わせる ③プラスアルファの工夫

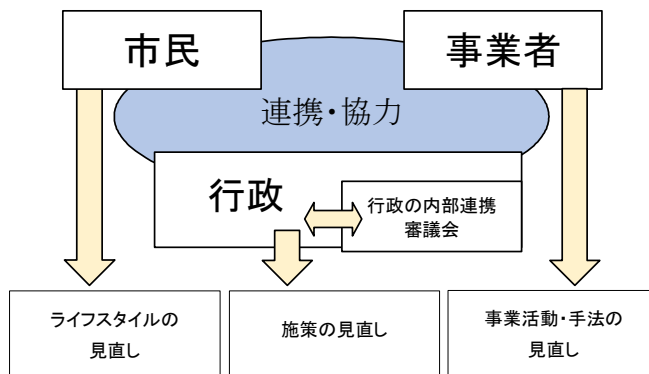
様々な工夫を行い、分かりやすく情報発信する。

また、対象となる人々に合わせた対象品目や事業手法を選定し、参加する楽しみやメリット、経済性を確保する等の工夫を取り入れる。



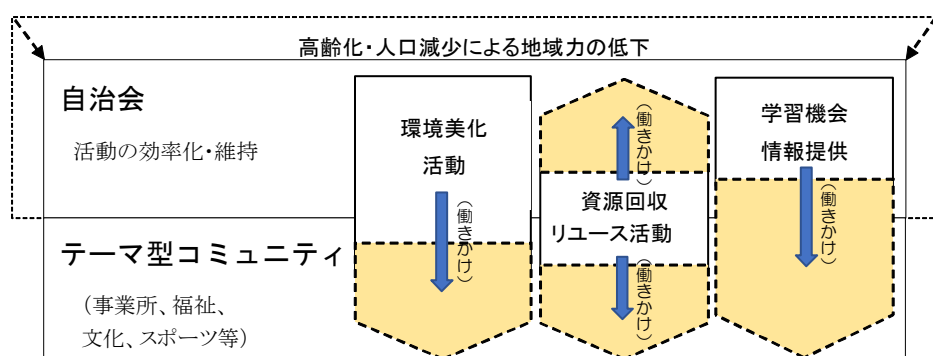
2. 連携・協力と役割分担

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力を推進する。



3. コミュニティの維持・活性化

地域コミュニティの維持、活性化とともに、職域や福祉団体などのテーマ型コミュニティに対しても参画の働きかけを行う。

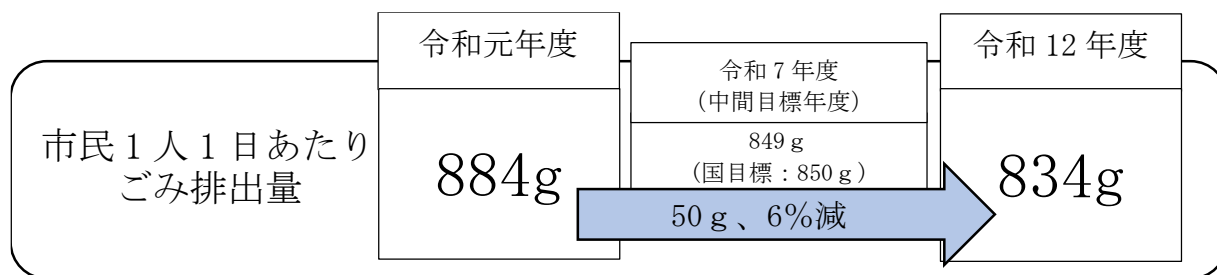


◆計画期間

本計画の計画期間は、初年度を令和3年度、目標年度を令和12年度とした10年間とし、中間目標年度である令和7年度に見直しを行う。

◆ごみ減量の目標

本答申では、ごみ減量において最も重要な指標となる1人1日あたりごみ量について、次のとおり減量目標を設定する。



【目標設定の考え方】

- 減量対象となる品目については、本市のごみ量に占める割合、減量余地、分別の取り組みの必要性により選定。
- 品目ごとに減量目標を設定し、積み上げた数値を全体の減量目標とする。
- 目標値は、国の目標を意識したものとし、取り組み可能な目標を設定する。

【減量目標を達成するための具体的な取り組み例】

<p>●食品ロス 1人1日 11g削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物をするときは、事前に冷蔵庫内をチェックして、使うだけ買う。 ・保存は、賞味期限をチェック。期限切れでも食べられるものも。 ・調理の際は、食べ切れる量を作る。 	<p>●調理くず 1人1日 7g削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理の際には過剰除去をしないようにするなどごみが出ない工夫をする。 ・生ごみを捨てる時はしっかりと水切りをする。 ・家庭菜園をしている人は堆肥にする。
<p>●資源化可能な紙 1人1日 5g削減、12g分別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の箱やチラシなど、雑紙(ざつがみ)を分別する。 ・物を買うときには、過剰包装や過剰梱包にならない方法を選択。 ・ペーパーレス、デジタル化により紙ごみが出ないようにする。 	<p>●プラスチック容器包装類、ペットボトル 1人1日 9g削減、9g分別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え商品やプラスチックの少ない商品を選び、簡易包装にする。出かける際には、マイボトル・マイバッグを持参する。 ・プラスチック容器包装類、ペットボトルはしっかりと分別し、資源化する。
<p>●埋立ごみ 1人1日 2g削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物を買うときには、長く使えるものを選ぶ。使い捨てはできるだけしない。 ・フリーマーケットやバザー、インターネットのフリーマーケットサービスを活用して、長く使っていないものや、不要なものを必要とする人に使ってもらう。 	<p>●事業系ごみ(可燃ごみ) 7%削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化可能な紙はできるだけ資源化。プラスチック包装・袋類は、産業廃棄物として処分する。 ・食品ロスや食品くずの出ない取り組みを行う。 ・小売店では簡易包装を行い、店頭回収の実施など販売した商品の容器等の資源化に取り組む。

◆舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（第5期）

	氏名	所属名等 ※委員就任時
副会長	青山公三	京都府立大学 名誉教授 京都地域未来創造センター 統括マネージャー
	内海志伸	舞鶴市老人クラブ連合会 会長
	尾上亮介	まいづる環境市民会議 会長
	木谷絵美	倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター
副会長	品田正明	舞鶴自治連・区長連協議会 顧問
	田中小満	市民
	谷口英子	NPO法人まちづくりサポートクラブ 副代表理事
	西山隆成	舞鶴商工会議所 専務理事代行
	藤原貴子	舞鶴YMCA国際福祉専門学校 教務部長
	丸山拓哉	公益社団法人 舞鶴青年会議所 理事長
	森志乃ぶ	市民
会長	山川肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

◆審議経過

H31.1.22	第1回	【説明】市の取り組みの進捗状況について 【報告】ごみ減量・リサイクルをめぐる最近の動向について
H31.3.25	第2回	【諮問】諮問事項について
R1.5.27	第3回	【報告】不燃ごみ7種9分別収集の実施状況について 小型家電等収集管理システム導入可能性調査の実施結果について 【協議】一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて
R1.8.19	第4回	【協議】一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて
R1.10.29	第5回	【報告】不燃ごみ7種9分別収集の実施状況について 【協議】一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて中間答申（素案）
R1.11.26	第6回	【協議】一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて中間答申（案） 中間答申
R2.1.28	第7回	【協議】一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて 【協議】ごみ処理手数料の見直しについて
R2.3.30	第8回	【協議】ごみ処理手数料の見直し方針（案）について 【協議】一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて
R2.8.12	第9回	【協議】ごみ処理手数料の見直し方針について 【協議】一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて
R2.9.11	第10回	【報告】ごみ処理手数料の見直しについて 【協議】舞鶴市からの諮問にかかる答申（素案）について
R2.10.2	第11回	【協議】舞鶴市からの諮問にかかる答申（案）について 答申